

高松空港特定空港運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成28年11月17日）

（注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年11月17日をいう。）

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
1	募集要項	駐車場施設の譲受	6	2	(7)	A)-a)-①	駐車場は運営権者にとって重要な収益源となります。駐車場のうち一部の施設について、運営権設定日においては駐車場運営施設事業者が所有・運営しているのことが、空港運営事業開始日の譲渡に遅延が発生した場合に、国にて遺失利益を補填して頂けますでしょうか。	現時点においてそのような事態は想定しておりません。万が一そのような事態が発生した場合、遅延が生じた事由により対応が決まるものと考えます。
2	募集要項	ビル施設事業者株式の譲受方法 について	6	2	(7)	B)	国は、「各関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない」としてありますが、ビル事業者の株式譲受が確実に履行されるまでの国のフォローアップを願いたく、ご配慮願います。	国は、ビル施設事業者の株式譲渡予約契約の一方の当事者として、譲渡人である各株主から譲受人である運営権者に対する株式の譲渡について相応のフォローアップはする予定ですが、当該譲渡の履行については何ら責任を負うものではありません。なお、当該株式譲渡の履行においては、ビル施設事業者の筆頭株主である香川県もこれが円滑に進むよう努める旨、聞いております。
3	募集要項	ビル施設の取扱いについて	6	2	(7)	C)	空港運営事業期間の終了後、国がビル施設を優先的に買い取ることができる権利を確保するため、ビル施設事業者と国との間で予約契約を締結させることとされていますが、運営権者が運営開始後に運営権者であるSPCとビル施設事業者の合併を行った場合、空港運営事業期間終了後に国又は国が指定する第三者が当該SPCの株式を取得することで間接的にビル施設を取得することも想定するという理解でよろしいでしょうか。	現時点においては、運営権者が運営開始後に運営権者であるSPCとビル施設事業者の合併を行った場合には、事業期間終了後、国又は国が指定する第三者はビル施設を買い取ることを想定しています。
4	募集要項	運営権者の所有する施設の処分	7	2	(7)	D) ②	運営権者及び運営権者子会社等が所有する資産は、国又は国の指定する第三者が買い取る資産を除き、すべて処分しなければならない、と記載されていますが、無償譲渡等も含め協議とさせていただきますでしょうか。	実施契約第64条第2項に記載のとおり、運営権者は買取り又は売却の対象範囲について意見聴取の機会を設けるよう国に申し入れることができます。
5	募集要項	立体駐車場の取扱いについて	7	2	(7)	D) ②	運営権者が立体駐車場を整備した場合、当該施設は運営権者の所有する資産とみなされ、空港運営事業終了後、国又は国の指定する第三者が必要と認めれば時価にて買い取る可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	駐車場施設の立体化は、駐車場機能のみを增強するものであれば、運営権設定対象施設の「維持管理（更新投資）」に該当し、運営権者所有資産とはなりません。詳細は、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
6	募集要項	本事業の範囲について	8	1	(10)	A)① (iii)	注釈4記載の「着陸料を収受することはできない」対象（i）～（iii）において、（i）～（iii）の事由によって運営権対象施設が損害もしくは毀損をこうむった場合は、着陸料の収受は不可であっても、運営権者から帰責者へ損害賠償を求めることができるのか、ご教授いただけますでしょうか。	適用法令に従う限り「損害賠償を求めると」は否定されるものではありません。
7	募集要項	本事業の範囲	8	2	(10)		現在と運営権者による事業開始後において、空港用地内の道路の管理者を教えてください。	空港用地内の道路（構内道路）については現在は国が管理していますが、運営権設定対象施設であることから、事業開始後は、運営権者が管理者となり、管理を行なって頂くこととなります。
8	募集要項	本事業の範囲	8	2	(10)		空港用地内の道路で違法行為（無断駐車や不法占有、営業行為等）を行った場合、どのような法律及び規定に従って対応すればよろしいでしょうか。	制限区域外の空港用地内の道路には道路交通法が適用されます。運営権者には、当該道路の監視をして頂き、違法行為があった場合には、違反者に対する注意喚起等をして頂いた上で、高松空港所管の警察署（高松南警察署 高松空港派出所）へ通報し、その対応について総合調整を実施して頂くこととなります。開示資料1.5.0.0.1「業務分担表」の8をあわせてご参照ください。

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
9	募集要項	応募者の参加資格要件	13	3	(1)	A) ⑤	「変更せざるを得ない事情」で国が「変更を認める」場合の諸条件定義はありますでしょうか？あれば明示若しくは例示いただけないでしょうか？	具体的な想定はしておりません。個別事情によって判断いたします。
10	募集要項	第一次審査書類提出以降のコンソーシアム構成員の変更について	13	3	(1)	A) ⑤	「コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない」とありますが、国はどのような場合にコンソーシアム構成員の変更を認めるのか、具体例を交え、ご教示いただきますようお願い致します。	具体的な想定はしておりません。個別事情によって判断いたします。
11	募集要項	応募者の構成について	13	3	(1)	A) ⑤	第一次審査を通過したコンソーシアムの一部構成員が、競争的対話の結果社内の承認を得られず本案件遂行を断念することはコンソーシアム構成員の変更として認められますでしょうか？	一次審査を通過できなかったコンソーシアムとの公平性の観点から、基本的には、第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は当然に認められるものではありません。 ご質問のような事情が生じた場合、【様式13-①】コンソーシアム構成員等変更願（及び【様式13-②】コンソーシアム構成員等変更願内訳書）に、本件においてコンソーシアムの一部構成員が辞退する理由や、当該構成員の今後の案件に対する考え方など、相応の理由を記載し、提出していただいた上で、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情に該当するかどうかを判断します。
12	募集要項	応募者の参加資格要件について	13	3	(1)	A) ⑥	10/28に開示されました回答の#25に関してですが、コンソーシアム①に参加するA社にとって資本金面若しくは人事面で関連のあるB社が他のコンソーシアム②に参加することは「法令に反しない限り、禁止ではない」との回答を頂きました。以下のケースは禁止ではないという理解でよろしいでしょうか。 上場会社C社が、100%子会社としてD社を保有しており、また、持分法適用関連会社としてE社の49.9%を保有しているとします。D社がコンソーシアム③に、E社がコンソーシアム④にそれぞれ別途参加することも禁止されない、という理解で正しいでしょうか。	10/28に開示した回答#25に記載のとおりです。
13	募集要項	補足資料の公表等について	21	2	(2)	J)	「J) 補足資料の公表等」とはVDRにて開示された「開示情報一覧」の他にある追加的な資料との理解でよろしいでしょうか？	「開示情報一覧」に記載されている今後開示予定の資料の他、第二次審査参加者からの要望により追加開示する資料等を含みます。「開示資料一覧」は追加的な資料開示の都度、アップデートしていきますので、適宜ご参照ください。
14	募集要項	基本協定に関する協議	23	3	(4)	A)	競争的対話における基本協定（案）は第二次審査参加者である3者各々との協議によって3通りの基本協定書（案）が作成されることになると理解しております。仮に第一優先交渉権者と基本協定が締結されず、次順位の第二次審査参加者が優先交渉権者となった場合は、第二次審査参加者と協議を行った基本協定書（案）での締結となるという理解でよろしいでしょうか。	競争的対話を経て基本協定書（案）が修正されることはありますが、修正は各者の競争上の地位を阻害しない範囲で公平に実施し、第二次審査参加者全てに共通した基本協定書（案）となります。したがって、3通りの基本協定書（案）が作成されることは想定しておりません。
15	募集要項	実施契約の締結	24	3	(4)	F)	競争的対話における実施契約（案）は第二次審査参加者である3者各々との協議によって3通りの実施契約（案）が作成されることになると理解しております。仮に第一優先交渉権者と基本協定が締結されず、次順位の第二次審査参加者が優先交渉権者となった場合は、第二次審査参加者と協議を行った実施契約（案）での締結となるという理解でよろしいでしょうか。	競争的対話を経て実施契約書（案）が修正されることはありますが、修正は各者の競争上の地位を阻害しない範囲で公平に実施し、第二次審査参加者全てに共通した実施契約書（案）となります。したがって、3通りの実施契約書（案）が作成されることは想定しておりません。

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
16	募集要項	募集の無効	27	3	(5)	F)	応募の無効事由について、どの期間無効事由に該当すると応募の無効となるのでしょうか。	募集要項に記載のとおりです。
17	募集要項	空港運営事業の前提条件	29	4	(1)	C)	RESA対策工事完了後の維持管理にかかる要求水準の内容はいつ開示されるのでしょうか？	RESA対策については現在検討中であり、第二次審査にて開示予定です。
18	募集要項	空港運営事業の前提条件	29	4	(1)	D)	運営権者が行う当該工事の仕様見積り又はそれに類するものを開示いただけますでしょうか？	現時点において、工事の詳細は未定です。第二次審査における競争的対話等(※)でご確認ください。 (※)競争的対話等には、第二次審査における追加の資料開示・関係部署へのヒアリング・担当部局との競争的対話・現地調査等を含む。以下同じ。
19	募集要項	本公募及び特定事業の選定の取り消しについて	36	7	(1)		「国は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本公募を取り消すとともに、空港運営事業に係る特定事業の選定を取り消す」とありますが、天災等の不可抗力事由を除き、国側の個別事由による取り消しが認められる場合には、本コンセッションへの参画ハードルが高まります。本コンセッションの趣旨、目的に鑑み、適切な運営スキームとなるようご配慮いただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段のご懸念と、最後の一文の繋がりが不明ですが、適切な運営スキームとなるよう配慮致します。
20	公共施設等運営権実施契約書(案)	ビル施設事業者株式の取得および事業引継	9	第9条	1	(4)	国は、「同契約の履行について、何ら責任を負わない」とありますが、株式譲渡が確実に履行されるまで、国として責務を負って頂きたいと存じます。	国は、ビル施設事業者の株式譲渡予約契約の一方の当事者として、譲渡人である各株主から譲受人である運営権者に対する株式の譲渡について相応のフォローアップはする予定ですが、当該譲渡の履行については何ら責任を負うものではありません。なお、当該株式譲渡の履行においては、ビル施設事業者の筆頭株主である香川県もこれが円滑に進むよう努める旨、聞いております。
21	公共施設等運営権実施契約書(案)	ビル施設事業者株式の取得および事業引継	9	第9条	3		ビル施設等の瑕疵については、ビル施設事業者株式価格が確定されているため自らリスクを評価して加算できず、且つ国から開示された情報以外知り得ない状況ですので、その情報に誤りがあればそれに起因する損害は国にて負担して頂けますでしょうか。	開示資料1.6.1.0.0「空港ビル会社株式譲渡予約契約に関する資料」における株式譲渡予約契約書のとおりです。 株式譲渡予約契約上の地位をSPCに譲渡するため、国は、当事者となりません。なお、SPCは株式譲渡予約契約の相手方に対して同契約に定める権利を行使することが可能です。
22	公共施設等運営権実施契約書(案)	瑕疵担保について	9	第2章	第9条	3	ビル施設等事業について、募集要項等及び募集要項に基づく手続において開示された資料から合理的に予測できない事実が存在した場合であっても、国に対する補償その他の請求を行ってはならないとされています。 高松空港ビル(株)の株式については、すでに国土交通省航空局と既存株主の間で譲渡予約契約書が締結され、譲渡代金について合意に至っていると理解しておりますが、上記の“合理的に予測できない事実が存在した場合”には、瑕疵が発見されたことによる株式取得代金の減額や瑕疵の修補を求めることは可能でしょうか。	開示資料1.6.1.0.0「空港ビル会社株式譲渡予約契約に関する資料」における株式譲渡予約契約書に記載のとおりです。

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
23	公共施設等運営権実施契約書（案）	ビル施設事業者株式の取得及び事業引継ぎについて	9	9条		ビル施設事業者株式の取得及び事業引継ぎにつきまして、現株主の個別要望への対応については運営権者の負担軽減のため、避けたく考えています。香川県等によるとりまとめ（株式集約等）を行う等、窓口の一本化をお願いできませんでしょうか。	香川県は、ビル施設事業者株式の譲受が円滑に進むよう努めることとしております。但し、実際の株式の譲渡、代金の支払いは、運営権者と各株主とで直接行っていただき、株式集約は行わない予定です。
24	公共施設等運営権実施契約書（案）	ビル施設の売買の一方の予約について	10	第11条	1	「ビル施設事業者をして、国との間で、ビル施設につき国を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする」とあります。これは事業期間終了後、国がビル施設を優先的に買い取るためという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、国がビル施設を買い取る場合に、優先的に当該施設の所有権を取得するためです。
25	公共施設等運営権実施契約書（案）	ビル施設事業の内容について	10	第13条	3項	運営権者は、ビル施設事業者に「空港機能施設事業者としての指定を受け、これを維持させるものとする。」とされています。現状で既に高松空港ビル（株）は空港機能施設事業者の指定を受けています（国交省HP）。一方、実施方針 p.8「B）ビル施設事業者株式の譲受方法」によれば、「株式譲受によることから、（中略）ビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り運営権者に承継されることになる。」とあります。それにも拘わらず株式譲受後に改めて指定を受けなおさなければならないのでしょうか、ご教示下さい。	株式譲受後に改めて指定を受け直す必要はありませんが、空港機能施設事業者の指定は一定期間ごとに更新が必要となります。
26	公共施設等運営権実施契約書（案）	空港運営事業の承継等について	12	第15条	5	「国は、理由のいかんを問わず、（中略）運営権者に発生した増加費用又は損害については一切責任を負わない。」とありますが、国の帰責事由の場合は、国が責任をもってご対応いただきたく願います。	実施契約書（案）に記載のとおり、契約相手方の承諾の取得は運営権者の義務となります。なお、第15条第3項に定めるとおり、国は契約の承継を含む空港運営事業の承継等について必要かつ可能な範囲で運営権者に協力します。
27	公共施設等運営権実施契約書（案）	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	12	16条	1	「両社合意の上で第62条第2項第2号に定める合意延長とする方法又は国が運営権対価の金額を上限として補償する方法のいずれかにより、当該瑕疵から運営権者に発生した損害について補償するものとし、かかる上限額は本条に基づく補償の累計額に対する上限額とする。」とありますが、運営権対価の金額が発生した損害金額を下回る可能性がありますため、上限金額の廃止をお願いいたします。	ご懸念のような場合には合意延長で対応します。詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。
28	公共施設等運営権実施契約書（案）	瑕疵責任	13	第16条	3	瑕疵担保期間について、請負者の故意または重大な過失による場合において、より長期の瑕疵担保期間の設定、若しくは瑕疵担保期間経過後であっても国にて責任及び費用の負担をして頂けませんでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
29	公共施設等運営権実施契約書（案）	瑕疵責任	13	第16条	4	国は、譲渡対象資産・権利・契約・提供された情報等、開示した資料等に瑕疵が発見された場合、これらに一切責任を負わないとあります。一方で、国（又は第三者）は運営権終了時、運営権者から買い取った資産に瑕疵があった場合は修補・損害賠償請求ができることになっています（第65条2項）。開示情報に瑕疵があった場合は国帰責として合理的な負担をして頂けませんでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
30	公共施設等運営権実施契約書（案）	瑕疵責任	13	第16条	5	「募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象資産リスト又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについて国は一切責任を負わない」となっています。不完全な情報の責任は国側として頂けませんでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
31	公共施設等運営権実施契約書（案）	運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等について	13	16条	4及び5	譲渡対象資産、国から承継した権利・契約等、国から優先交渉権者に開示された資料の情報等に瑕疵が発見された場合、国はこれらの瑕疵については一切責任を負わないとなっておりますが、運営権者の本事業の実施に大きな影響を及ぼす場合等、一定の条件によっては、損害を補償頂けないでしょうか。 また、運営権設定対象資産リスト等が不完全であるために運営権者に損害が生じた場合においても、一定の条件によっては、損害を補償頂けないでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
32	公共施設等運営権実施契約書（案）	本事業中期計画及び重要変更（運営権施設）について	23	第32条	7	CIQ施設の再配置や新設をとまなうビル施設の整備は、「重要変更」という認識ですか？	「重要変更（運営権施設）」は実施契約書（案）別紙1（63）号の定義に定められており、CIQ施設の再配置や新設を伴うビル施設の整備については、直ちにこれに該当するものではありません。
33	公共施設等運営権実施契約書（案）	区分経理について	24	1		区分経理は各会社ごとに要求されているという理解でよろしいでしょうか。例えば、運営権者及び運営権者子会社等が合併した場合は、特段要求されないという理解でよろしいでしょうか。	区分経理は各会社ごとに求めていますので、仮に合併して一つの会社になったとしても、当該会社において区分経理は必要となります。 区分経理ガイドラインを開示いたしますのでご参照ください。
34	公共施設等運営権実施契約書（案）	更新投資（運営権施設）	25	第39条	1	「4月第1週まで」とは、たとえば平成29年の場合、「3/31（金）まで」「4/1（土）まで」「4/7（金）まで」のいずれを指すのでしょうか。	「4/7（金）まで」を指します。
35	公共施設等運営権実施契約書（案）	国による更新投資（運営権施設）	26	第42条	2	国から運営権者に事前通知があった後、期間及び実施方法については意見聴取ではなく協議をお願いできないでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
36	公共施設等運営権実施契約書（案）	負担増	26	第42条	3	現在資料で開示されている想定以上の国の更新投資により、運営権者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合は、協議の上実施するだけでなく、必要と認めるか否かに関わらず応分の負担をして頂けませんでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。 なお、著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合は、国は更新投資を実施しないこともありえます。
37	公共施設等運営権実施契約書（案）	利用料金の設定及び収受等について	26	第43条	1	「収受の根拠となる法令等が変更された場合にはこれらに従う」とありますが、具体的にはどのような法令が該当しますか？	第43条第2項以下に記載の各法令を想定していますが、これらに限られません。
38	公共施設等運営権実施契約書（案）	利用料金の設定及び収受等について	27	第43条	2	着陸料等は事業期間中、年度の任意期日に変更することが可能ですか？	可能です。
39	公共施設等運営権実施契約書（案）	法令等の変更について	28	第45条	1	「運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由により当該特定法令変更が行われた場合を除く。」とありますが、運営権者等の責めに帰すべき事由から法令変更がなされるとはどのような場合でしょうか。ご教示下さい。	現時点で特段の想定はありません。

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答	
40	公共施設等運営権 実施契約書（案）	法令等の変更について	28	第13章	第45条	1	「法令等の変更のうち特定法令等変更により（運営権者又はビル施設事業者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更が行われた場合を除く。）、運営権者又はビル施設事業者が増加費用又は損害が発生した場合、国は、両者合意の上で第62条第2項第2号に定める合意延長とする方法又は国による補償金の支払いのいずれかにより、当該増加費用又は損害について補償するものとする」とありますが、この特定法令に空港に典型的に適用するもの（例えば空港の騒音基準の厳格化）等を含めていただくことは可能でしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
41	公共施設等運営権 実施契約書（案）	第三者に及ぼした損害 について	30	第50条		4	「第三者との間に紛争を生じた場合、（中略）国並びに運営権者及びビル施設事業者が協力してその紛争処理にあたるものとする。」とありますが、帰責を問わず紛争処理については国の協力を得られるとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
42	公共施設等運営権 実施契約書（案）	緊急事態等対応につい て	31	第53条		2	緊急事態が発生した際には、「国の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる」とのことですが、緊急事態が発生した場合においても、合意延長を行えるようにして頂きたい、実施契約書（案）第62条2項(2)に、本条（第53条）の場合を加えて頂けますでしょうか。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
43	公共施設等運営権 実施契約書（案）	事業継続計画	31	第54条			国の承諾を得るために要する期間は、提出後何日程度を想定すればよいでしょうか。	現時点で承認に要する期間の想定はしておりません。国では速やかに対応するようにしていく予定です。
44	公共施設等運営権 実施契約書（案）	本契約終了による資産 の取扱いについて	37	第64条		1	「引渡時点において、（中略）必要に応じて更新投資（運営権設定対象施設）を実施するものとする。」とありますが、要求水準を満足している限り、引渡時点の原状でお引渡ししたいと存じます。	実施契約書（案）第64条第1項に記載のとおり、必要に応じて行われる更新投資（運営権設定対象施設）は「要求水準を充足させるため」に行いますので、引渡し時点において要求水準を満たしていれば、更新投資（運営権設定対象施設）を実施することは求めません。
45	公共施設等運営権 実施契約書（案）	本契約終了による資産 の取扱いについて	37	第64条			本契約終了時の、テナント等第三者の所有する施設の取り扱いについてご教示頂けますでしょうか。	第三者と運営権者との間の契約にしたがって処理されますが、当該契約は実施契約書（案）第14条及び第27条等の規定にしたがう必要があります。
46	公共施設等運営権 実施契約書（案）	事業期間終了時におけ る運営権者の資産等につ いて	37	64条		2	国又は国の指定する第三者が時価にて買い取るもの及び処分する（更地返還を含む）ものが決まる時期を明示いただけませんかでしょうか。	現時点で時期を明示することはできませんが、オプション延長の期間延長希望の申し出が、終了予定日の4年前としているのは次期運営権者を公募するに際しての国の予算確保及び選定手続に要する時間を考慮しているものであることをご参考にしてください。
47	公共施設等運営権 実施契約書（案）	瑕疵担保責任について	38	第65条		2、3	運営権終了後に国に引き渡される運営権施設の瑕疵に関する規定ですが、隠れた瑕疵が運営権設定時点においてすでに存在していたものであった場合（高松空港の当初施工に生じていたもの等）は運営権者の帰責ではありませんので除外して頂きたいと存じます。	実施契約書（案）に記載のとおりです。 運営権設定時点においてすでに存在していた瑕疵については、第16条に従い処理されます。仮に運営権者が同条に定める瑕疵担保期間中に瑕疵を発見できなかった場合には、運営権者が自らの費用及び責任において、事業期間中において要求水準を充足させるとともに、引渡し時点においても要求水準を充足させたうえで返還することになります。

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
48	公共施設等運営権 実施契約書（案）	契約終了による空港用地などの取り扱いについて	39 37	66条 64条	1項 2項	1号	第66条1項記載の更地変換義務および第64条2項1号記載のSPCが所有する不動産の「全部または一部を買い取ることができる」について、民間事業者側は現行の契約条文では最大リスクとして「所有する不動産すべてを含めた更地返還」で計算をすることになり、投資判断が難しくなります。	実施契約書（案）に記載のとおりです。
49	公共施設等運営権 実施契約書（案）	運営権者又はビル施設事業者の事由による本契約の解除について	40	第68条	1	(8)	国が催告することなく本契約を解除することができる場合として、「本事業の実施に必要なとなる許認可等が終了または取り消され」た場合とありますが、その事由が運営権者の帰責によらないものに関しては、協議事項としていただきたく存じます。	実施契約書（案）に記載のとおりです。 「本事業の実施に必要なとなる許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき」においては、事業継続の見込みはないので、協議の必要はないものと考えています。
50	公共施設等運営権 実施契約書（案）	運営権者又はビル施設事業者の事由による本契約の解除について	40	第68条	1	(10)	国が催告することなく本契約を解除することができる場合として、「ビル施設事業者の空港機能施設事業者としての指定、（中略）ビル施設事業者の実施に必要なとなる許認可が（中略）取り消され」た場合とあります。その事由が運営権者並びにビル施設事業者の帰責によらないものに関しては、協議事項としていただきたく存じます。	実施契約書（案）に記載のとおりです。 「ビル施設事業者の空港機能施設事業者としての指定、第12条に定めるビル施設の用地にかかる使用許可、その他ビル施設等事業の実施に必要なとなる許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、ビル施設等事業の継続が困難となったとき」においては、事業継続の見込みはないので、協議の必要はないものと考えています。
51	公共施設等運営権 実施契約書（案）	不可抗力による解除・終了の効果	44	第81条	2	(1)	不可抗力により契約が解除となった場合、本空港が不可抗力滅失していない場合の違いについて、次の損害・増加費用の分担についてご教示をお願いします。 ① 運営権対価（支払日前） ② 支払済みの運営権対価 ③ 運営権設定対象施設の回復費用 ④ 非運営権設定施設の回復費用	実施契約書（案）に記載のとおりです。
52	公共施設等運営権 実施契約書（案）	不可抗力による本契約の終了時における支払済みの運営権対価の取り扱いについて	45	81条	2		第72条2項に定める事由にて契約が解除された場合につきましては、第80条2項に定める支払済みの運営権対価の一部返還はされないのでしょうか。 上記理解が正しい場合、不可抗力事由が原因ですので、同事由に対しても、運営権対価の一部返還をご検討いただけないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は実施契約書（案）記載のとおりです。
53	公共施設等運営権 実施契約書（案）	協議会の設置	47	第88条			各種協議会の設置及び運営に要する費用は、設置を求めた側が負担するという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書等で特段の定めがない限り、協議会の性質に応じ、協議で決定します。

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
54	公共施設等運営権実施契約書（案）	別紙14「時価」の算定方法について	92～93	1	2	3	時価の買取の対象は、①運営権者及び運営権者子会社等が所有する不動産（本契約第64条第2項第1号）②運営権者子会社等の発行済株式（本契約第64条第2項第2号）③上記以外の資産（本契約第64条第2項第3号）となるものと理解しておりますが、②につきまして時価の算定上、事業価値に純有利子負債を調整して株式価値を算定し、事業価値には不動産及びその他の資産が含まれているものと考えられることから、上記①と②、また、②と③が重複するものと思料致します。①と②、②と③の関係性についてご教示下さい。また、②について、①の考え方に準じて算定するものとされておりますが、具体的な算式についてご教示下さい。	空港運営事業期間終了時点における運営権者及び運営権者子会社等の組織、所有する資産等が不明であることから、①②③は並列的に記載しているものであり、重複して評価することは想定しておりません。 また、実施契約別紙14に記載のとおり、②の場合においても運営権設定対象施設と運営権者及び運営権者子会社等が所有権を有する施設の相互依存関係に鑑み、空港運営事業の本事業全体に対する収益への寄与が適切に反映されるよう①に準じて算定することを定めているものであり、当該コンセプトに則って、国又は国の指定する第三者が指名する評価専門家（事業期間終了後に本事業を実施する実施者を新たに公募する場合は、国が指名する評価専門家とする。）及び運営権者が指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続によることにしております。
55	基本協定書（案）	定義について	1	第1条		(4)	「「事業期間」とは、空港運営事業期間及びビル施設等事業期間の総称をいう。」とありますが、「ビル施設事業開始日から、空港運営事業終了日まで」（実施方針 p.7）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	基本協定書（案）	本件出資・役職員派遣契約の締結	3	第4条		5	本件出資・役職員派遣契約の締結、SPCへの出資及び役職員派遣が地方公共団体の責めに帰すべき事由でなされず、運営権者に損害が発生した場合、国にて損害の補償、もしくは地方自治体からの補償の指導・管理をご対応願えませんでしょうか。	ご質問のような事由で運営権者（SPC）に損害が発生した場合であっても、国で損害を補償することは致しません。事由の内容に応じて、本空港の関係地方公共団体との間で調整ください。なお、地方公共団体の責めに帰すべき事由で出資・派遣なされない場合でも運営権者は事業を開始することができるとしておりますので、国による損害の補償や関係地方公共団体からの補償の指導・管理等の対応は想定しておりません。
57	基本協定書（案）	実施契約の不成立	9	第10条		1	「優先交渉権者構成員の責に帰すべき事由」につきまして、参加資格要件にて示されている指名停止を受けていないこと（募集要項3.(1)B)④の規定）は、「優先交渉権者の選定の時まで」の期間ではありませんので、該当しないという理解で宜しいでしょうか。	優先交渉権者構成員が参加資格要件に示す指名停止を受けていることのみを理由に国が実施契約を締結しないことは想定しておりません。
58	基本協定書（案）	事業契約の不成立	9	第10条		1	(1) 本件は公募型プロポーザル方式であり、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合次順位交渉権者との交渉が可能となります。よって違約金規定は本件にそぐわないと思料致しますので、除外して頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりです。
59	基本協定書（案）	事業契約の不成立	9	第10条		2	国の責めに帰すべき事由により契約の締結に至らなかった場合は、少なくとも優先交渉権者が準備に対し既に支出した費用は国のご負担として頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりです。

No	資料名	タイトル	頁	項		質問	回答
60	基本協定書（案）	実施契約の不成立	9	第10条		実施契約の締結に至らなかった場合の既出費用の負担について、優先交渉権者構成員の責めに帰する場合は全額優先交渉権者の負担となる一方で、国の責めに帰する場合は協議となるのは片務的であると思料します。責を負う側の負担で共通の条件にしていけないでしょうか。	基本協定書（案）に記載のとおりです。
61	基本協定書（案）	本協定の有効期間について	10	第12条	1	本協定の有効期間は空港運営事業開始日までとされていますが、その理由をお示しください。本規定の有効期間は空港運営事業終了日までとされた方が明確ではありませんか？	基本協定書（案）に記載のとおりです。空港運営事業開始日以降は、株主誓約書と実施契約書によることとなります。
62	優先交渉権者選定基準	提案審査について	6	第4	2	「現地調査や関係者へのヒアリングは認めない。」とありますが、現地調査とはどういう範囲の調査が該当するのでしょうか？	現在のビル施設事業者や高松空港事務所に案内等を依頼して実施する現地調査については認められません。
63	優先交渉権者選定基準	オプション延長について	10	第4	4 (2)	「オプション延長は運営権者の権利であり、その行使の有無によって選定における優劣を付けるべきではないことから、15年後以降の方針については、他の提案項目との整合性のみ評価する。」とされておりますが、15年以降の方針については、他の提案項目との整合性のみ評価するという意味合いは、審査上、プラス評価となることはなく、提案書上不整合があった場合マイナス評価のみがされるということでしょうか。例えば、全体的な事業方針に15年度以降の方針として追加投資等の記載をしている一方で、事業計画が15年で終了する場合、審査上どのように取り扱われるかについてご教示下さい。	15年後以降の方針に関する他の提案項目との整合性については、審査上、総合的に評価を実施します。評価方法についての詳細を示すことはできません。他の提案項目との整合性を分かりやすく説明した提案を期待しております。 なお、全体的な事業方針に15年後以降の方針として追加投資等の記載をしている一方で、事業計画が15年で終了するような場合には、整合性が取れていないものとして判断される可能性があります。
64	優先交渉権者選定基準	設備投資方針	11	(3)		設備投資方針(3) について、要求水準を上回る水準で更新投資を行うなどの提案は評価するとの記述がありますが、評価方法を具体的・定量的にご教示ください。	評価方法についての詳細を示すことはできません。更新投資を要求水準を上回る水準で実施することなどについて具体的かつ定量的に説明した提案を期待しております。
65	優先交渉権者選定基準	得点案の計算方法	13	第4	4 (2)	一次審査において、「代表企業又はコンソーシアム構成員の議決権比率の合計は関係地方公共団体による出資予定分を除いて100%とならなければならない」と記載がありますが、運営権対価等の金額は一次審査では拘束されるものではないという理解であるため、最終的に精査した後、資本金額や議決権割合の考え方が変更されることが想定されます。 したがって、二次審査において、各株主の議決権割合が一次審査の際と変更することは可能でしょうか？可能である場合、一次審査の議決権割合の記載については、 ①「A社：最大〇%」「A社：〇%程度」、「A社：〇～〇%」、等とおおよその数値を提示する ②確定数値で議決権割合を示し、変更が生じた際の手当て（代表企業の割合を増減させる、など）を併せて明記 ③（不利益なく変更可能という認識を前提に、）一次審査時点では確定数値での議決権割合のみを記載 の、どのパターンが望ましいでしょうか？	第一次審査の提案書類における代表企業又はコンソーシアム構成員の議決権比率を、第二次審査の提案書類において変更することは可能ですが、第二次審査において提案書類の変更に係る合理的な説明をしていただく可能性があることにご留意ください。そのうえで、第一次審査においては、③の前提で、代表企業又はコンソーシアム構成員の議決権比率の合計が関係地方公共団体による出資予定分を除いて100%となるように、ご提案ください。

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
66	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制)	(3)	10/28に開示されました回答の# 108.109.112-117に関連しての質問です。「応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります」とあります。これは「業務委託契約」等により実質的な意思決定が応募/構成企業によってなされており、それが疎明されれば、たとえ当該社が直接出資による子会社・関連会社でなくてもその実績を認めて頂けると解釈してよろしいでしょうか。	10/28に開示した回答 # 108.109.112-117に記載のとおりです。
67	優先交渉権者選定基準	構成員の実績評価について	14	4	(実施体制)	(3)	10/28に開示されました回答の# 108.109.112-117に関連しての質問です。「応募企業及びコンソーシアム構成員による支配が、当該社に対して実質的に及んでいることを応募者が疎明する必要があります」とありますが、その方法について確認をさせていただきます。実績については1次審査のみの評価項目ですが、1次審査におけるそれらの疎明については、提案書の書面の項数制限内で記載すべきでしょうか。若しくは、添付資料（枚数制限なし）でよろしいのでしょうか。実際疎明するためには、当該社と締結している業務委託契約を示す必要があり、項数制限がありますと現実的には添付が不可能なため、枚数制限なしの添付資料として提出を許可していただく必要があります。	様式10-G-3における実績の記載と、同様式において添付が認められている添付資料とで、適切に配分のうえ提案書をご作成ください。 なお、様式10-G-3に記載のとおり、添付資料は正一部に対してのみ添付することとされており、審査委員に対しては副本のみが配布されますので、ご留意のうえ、提案書をご作成ください。
68	優先交渉権者選定基準	運営権対価	15	第4	6	(3)	10/28に開示されました回答の# 119及び121に関連しての質問です。「算出手法についての優劣を評価するものではありません」とありますが、対価を算出する前提や想定の実現可能性や妥当性についても評価頂けますでしょうか。 優先交渉権者選定基準第4.6.(2)に「収支計画（中略）等の関連する提案項目との整合性については審査の対象となる」とありますが、整合性のみならず、実現可能性や妥当性も考慮に入れて頂きたいという趣旨です。例えば、収支計画との整合性は取れていたとしても、現実的でない前提（3年間で年間乗降客数10百万人達成）を設定し、算定根拠はさておき、対価が大きく出るのでそれを評価する、という審査にならないようお願い致します。	10/28に開示した# 119及び121における回答のとおりです。 なお、算定手法と算定根拠は異なります。算定根拠に対する評価は、優先交渉権者選定基準に記載のとおりです。
69	優先交渉権者選定基準	運営権対価	15	4	6	(3)	財務省の財政制度等審議会にて、提案における運営権対価の占める割合を上げるべき、除算方式の導入などを検討すべきとの見解が示されましたが、一次提案、二次提案ともに「40点×（提案価格／提案者中の最高価格）」という評価方法は変更されないと考えてよろしいでしょうか。	評価方法は変更いたしません。
70	様式集及び記載要領	書式等（文字の大きさについて）	13	第2	4	書式等	“図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度”とされていますが、図表等の内部に記載する文字や、収支計画に記載する数字については、10.5ポイントより小さいサイズ（7-8ポイント程度など）としても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、1ページ全てを小さいフォントの図表で埋めることは認められません。図表等は適切に配分したうえで提案書をご作成ください。
71	様式集及び記載要領	【様式 10-A】全体事業方針について	43	マスタープラン策定の基本方針			「当該期間全体及び当初15年間の全体方針を明示すること」との記載があります。例えば、応募者の想定する運営期間が30年であった場合、30年間及び当初15年間の全体方針を記載することになるかと思えます。30年間と当初15年間の全体方針に違いがない場合は、30年間及び当初15年間の全体方針として、1つの全体方針を記載すれば十分（30年間と当初15年間の全体方針の2つにわけるとは）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(注：回答欄で記載の「現時点」又は「現在」とは、平成28年11月17日をいう。)

No	資料名	タイトル	頁	項			質問	回答
72	様式集及び記載要領	【様式 10-C】設備投資方針について	45	空港の機能維持を目的とする15年間の設備投資の方針			「投資に対する機能維持レベル」との記載があります。「機能維持レベル」とはどのように理解すればよろしいでしょうか。事例等で示して頂けると幸いです。	機能維持レベルとは、「現状では安全性に関する要求水準を満たすように●●レベルを維持する工法を取っているが、より安全性を確保するために●●レベルを維持する工法で機能維持に関する投資を実施する」等、投資内容や金額に対して、どの程度の機能維持効果を期待できるかについてのレベルのことを言います。
73	様式集及び記載要領	収支計画における事業年度の考え方について	48	様式 10-F-1			収支計画の必須記載事項に事業年度があり、第1期の例がH31/3月期とされています。平成29年10月に運営権設定、同年12月よりビル施設等事業開始が予定されているため、SPCの決算時期が3月である場合、第1期の末日がH31/3月とすると第1期の事業期間が1.5年程度となる想定ですが、第1期をH30/3月期（0.5年分）とすることは可能でしょうか。	SPCの決算期が3月である場合、H30/3月期（0.5年分）については第0期として想定のうち、様式18-F1もご参照いただき、収支計画をご検討ください。
74	様式集及び記載要領	事業実績	52	G	10	3	①商業施設若しくは公共施設の建設運営の実績において、建設を除いた運営のみ関与している実績の記載でもよろしいでしょうか。	結構です。
75	様式集及び記載要領	事業計画（連結キャッシュ・フロー計算書）		様式 18-F1-③			更新投資は、機能維持を目的とするものと活性化を目的とするものに分けて記載するものと理解をしています。ここで、活性化を目的とした投資に付随して追加的に発生しうる修繕費等は、活性化を目的とした費用として記載するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	様式集及び記載要領	事業計画（連結損益計算書）		様式 18-F1-②			貨物ビル事業については、旅客ビル事業と一緒に情報開示されており、分離が困難かと存じますが、その場合は、旅客ビル事業と貨物ビル事業の収支をあわせて記載することでも足りるという理解でよろしいでしょうか。	様式18-F1-②では、旅客ビル施設事業と貨物ビル施設事業の収入については分離して記載することを求めています。費用については分離して記載することは求めておりません。この点、第二次審査における競争的対話等において、旅客ビル施設事業と貨物ビル施設事業の収入を分離した事業計画を策定するに足る情報を開示する予定です。したがって、様式18-F1-②に示している内容でご提案頂くものとし、旅客ビル施設事業と貨物ビル施設事業の収入をあわせて記載することは認められません。
77	様式集及び記載要領	ビル施設事業および貨物ビル施設事業		様式18			様式18のフォーム上、ビル施設事業と貨物ビル施設事業とに区分されておりますが、高松空港ビル株式の社内資料で、ビル施設事業と貨物ビル施設事業とに区分されておりますでしょうか。区分されているのであれば、該当資料についてご教示下さい。また、該当資料がない場合は、按分方法の基準となる資料や方法等についてご教示下さい。	以下、ご質問における「ビル施設事業」とは、「旅客ビル施設事業」のことを指している、という前提で回答いたします。様式18-F1-②では、旅客ビル施設事業と貨物ビル施設事業の収入については分離して記載することを求めています。費用については、ビル施設事業として、旅客ビル施設事業と貨物ビル施設事業の費用をまとめて記載することとしております。第二次審査における競争的対話等において、旅客ビル施設事業と貨物ビル施設事業の収入を分離した事業計画を策定するに足る情報を開示する予定としておりますので、当該資料を参照頂きご提案ください。